

EU のワイン法

ワイン法の歴史

欧州連合（EU）には、ワイン自体を定義し、その生産方法やラベル記載内容を厳格に規定する法律「ワイン法」があります。粗悪・偽造品の流通防止に対する知的所有権保護や、原産地呼称保護制度、貿易に係る多国間での品質の規制などの背景があります。

中世から近代にかけて、フランスのボルドーやイタリアのキャンティなど、今も続く名産地が誕生しましたが、同時に砂糖などを添加した粗悪品や偽造品も流通しました。19世紀末のフランスではその弊害が著しく、対抗策として1894年に「新鮮なブドウを発酵させて作られる産物以外はワインを称して販売してはならない」とするグリフ法が定められました。

また1905年に、食料の産地偽装を取り締まる目的により法律が制定され、1935年にはINAO（Institut National des Appellations d'Origine＝国立原産地名称研究所）管轄のもと、ワインの原産地呼称を保証するA.O.C法（Appellation d'Origine Contrôlée（アペラシオン・ドリジヌ・コントローレ））が確立されました。その後、2009年8月にはEUワイン共通市場制度（OCM）によって新たなワイン法の規定が発令されました。EU新ワイン法は2012年よりEU加盟国で施行されラベル記載ルールなどが改定されています。

EU のワイン規定（2012年より施行）

略称	正式名称	邦語
A.O.P	Appellation d'Origine Protégée	原産地名称保護
I.G.P	Indication Geographique Protégée	地理的表示保護
S.I.G	Vin Sans Indication Geographique	地理的表示を伴わないワイン
記載義務事項	1. AOPとIGP記載（保護名称の表示がある場合は省略可） 2. AOPとIGPは産地名 3. 容量とアルコール度数 4. ワインの原産国 5. 瓶詰め元表示 6. 輸入ワインの場合は輸入である表示 7. 発泡酒は糖分含有指標	
任意的記載事項	1. 収穫年（85%以上） 2. 品種名（85%以上） 3. 糖分含有指標（発泡酒以外） 4. 色、品質、醸造方法など 5. AOPまたはIGPのロゴ	 AOPのロゴマーク  IGPのロゴマーク

ワイン法の目的には、生産者の正当な利益の保護と消費者への誤認防止、そしてワイン産業全体の振興が挙げられます。その細かな内容は時代とともに見直されてきましたが、「ワインの定義」、「原産地呼称」、「ラベル表記の規制」の3点については、ワイン法によって普遍的に規律されるべき内容となっています。EUワイン法は、加盟各国の国内法に優先して各国政府や企業の行動を直接規制する「規則（Regulation）」で定められていますが、国内法によって歴史的な背景をもって定められた産地呼称は、EUワイン法に則していれば、使用が認められており各国は独自の措置を定めています。